

静岡県告示第718号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月6日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大和田森線	掛川市平島字山本840番から 掛川市平島字田中886番の3まで	平成29年10月6日